

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年4月1日
【会社名】	株式会社大塚家具
【英訳名】	OTSUKA KAGU, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大塚 久美子
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	東京都江東区有明三丁目6番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長大塚久美子は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備・運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2018年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、会社全体を単一の事業拠点と捉え、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

2018年12月に、法人コントラクト部門の管理責任者が、客先の要請により自ら実質的に営業担当者として関わった案件について、発生した原価を同顧客の次案件に付け替え、赤字を回避した旨の報告がありました。外部の専門家の協力を得ながら社内調査を進め、2017年度、2018年度の在庫及び売上を対象に、法人コントラクト案件の全件を調査した結果、他の案件の原価の計上は適切に行われており、本人の報告内容に相違ないことが確認されました。また、会計監査人からの指摘により、法人コントラクト部門における売上高の計上に関する内部統制手続きの不備が数件発見されております。

この原因は、コントラクト業務の急速な拡大や多様化への対応が追いつかなかったことにあり、法人コントラクト部門において契約案件ごとに正確に原価を管理し、売上高・売上原価計上時に証憑や管理資料等の確認を行う業務プロセスに不備があったことによるものです。

また、会計監査人からの指摘により、キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲について誤りがあることが発見されました。

この原因は、非経常的な新規の取引について取り扱いを確認しなかったことにあり、これに係るキャッシュ・フ

ロー計算書に関連する決算・財務報告プロセスに不備があったことによるものです。

当該内部統制の不備の発覚が当事業年度末日近く若しくは当事業年度末日以降であり、当事業年度末における是正には至りませんでした。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、すべて財務諸表に反映しております。

当社としては、財務報告に係る内部統制の整備、運用の重要性を認識しており、今後は以下の再発防止策を講じ、適切な内部統制を整備・運用する方針であります。

法人コントラクト部門について、案件ごとの正確な原価を管理するため、内部統制の強化等、業務プロセスの改善を行う。

法人コントラクト部門において、証憑や管理資料等の確認を行う際の具体的なチェックポイントを明確化し、業務プロセスの運用の強化を図る。

キャッシュ・フロー計算書に対する検証項目の再確認とチェックの徹底

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。